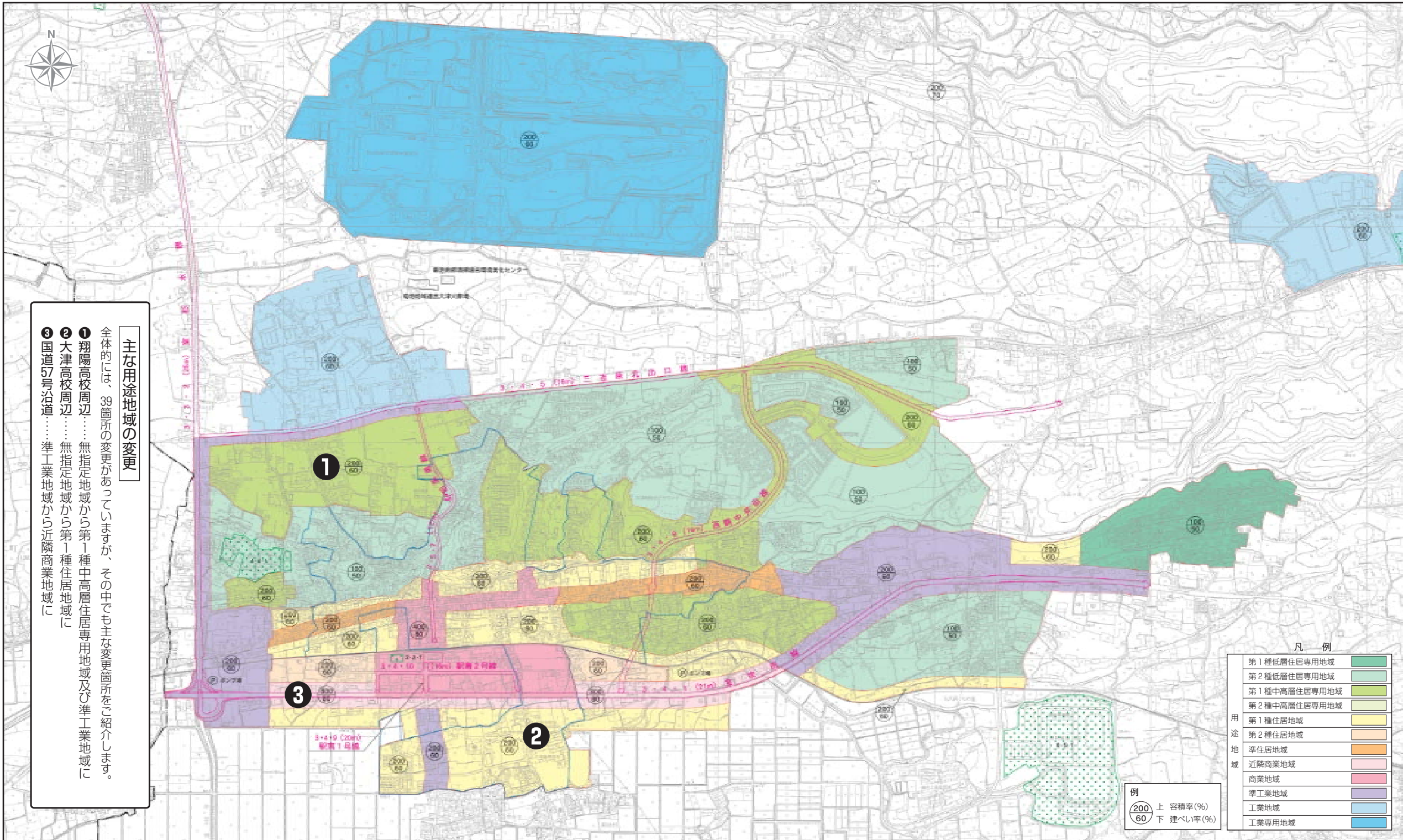


あたらしい町の色、 決まりました。

大津都市計画用途地域の 見直し、決定



町の都市計画用途地域は、昭和54年に決定しています。しかし、決定から30年が経ち、社会情勢も変化してきました。そのために現在の用途と合わないなどの問題が出てきています。町では平成19年度から用途地域の見直しの検討を行ってきました。その中で説明会や町ホームページで、皆さんのご意見を聞かせてもらい、大津町都市計画審議会にも諮り、新しい用途地域が決定しました。

新たに特別用途地区の指定

今回の用途地域の変更に伴い、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に、大規模集客施設の建設を制限する特別用途地区を定めました。また、翔陽高校周辺の準工業地域は、良好な文教環境を維持することを目的に大規模集客施設に加え、遊戯施設などを制限する文教地区を定めました。

【用語の説明】

●用途地域

良好な市街地環境づくりのためには、住居、商・工業などを適正に配置したり、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導したりすることが必要です。用途地域は、地域ごとに用途を制限して、地域ごとのまちづくりを進めます。

●特別用途地区

地域の特性に応じたある特別の目的から、特定の用途が利用しやすいように、環境を守るために建築規制を強化することで用途地域の制度を補います。町でも、近隣商業地域、商業地域、準工業地域では大規模な集客施設の建設が可能で用途地域になります。そのため床面積が1万㎡を超える建物の建築を制限するために特別用途地区の指定を行いました。

●大規模な集客施設

劇場、映画館、演芸場や観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所と場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。